

バス借り上げ業務仕様書 3

1 借り上げ日：平成30年7月17日（火）

2 台数：

| バス種類 | 台数 |
|----------------------|--------|
| 正座席45名以上、補助席込みで53名以上 | 4（A～D） |

3 行程：行程は以下（1）～（3）のとおり。なお、時刻は変更があり得るものとする。

（1）バスA・バスBの行程（マーチング（松阪工業））

① 往路

| 出発地 | 配車時刻 | 出発時刻 |
|--------------------------|--------|--------|
| 松阪工業高等学校 （松阪市殿町 1417） | 12時45分 | 13時00分 |

↓

| 到着地 | 到着時刻 |
|--|--------|
| 三重県営サンアリーナ メインアリーナ （伊勢市朝熊町字鴨谷 4383-4） | 14時10分 |

② 復路

| 出発地 | 配車時刻 | 出発時刻 |
|--|--------|--------|
| 三重県営サンアリーナ メインアリーナ （伊勢市朝熊町字鴨谷 4383-4） | 20時00分 | 20時15分 |

↓

※途中、近鉄五十鈴川駅に立ち寄ること。（数名の生徒が降車するため）

↓

| 到着地 | 到着時刻 |
|--------------------------|--------|
| 松阪工業高等学校 （松阪市殿町 1417） | 21時25分 |

(2) バスCの行程 (マーチング (相可))

① 往路

| 経由地 | 到着時刻 | 出発時刻 |
|-------------------------|--------|--------|
| 相可高等学校 (多気郡多気町相可 50) | 11時55分 | 12時10分 |



| 到着地 | 到着時刻 |
|--|--------|
| 三重県営サンアリーナ メインアリーナ (伊勢市朝熊町字鴨谷 4383-4) | 13時00分 |

② 復路 到着は以下の1校に2台

| 出発地 | 配車時刻 | 出発時刻 |
|--|--------|--------|
| 三重県営サンアリーナ メインアリーナ (伊勢市朝熊町字鴨谷 4383-4) | 20時00分 | 20時15分 |



| 到着地 | 到着時刻 |
|-------------------------|--------|
| 相可高等学校 (多気郡多気町相可 50) | 21時05分 |

(3) バスDの行程 (マーチング (三重))

① 往路

| 出発地 | 配車時刻 | 出発時刻 |
|-------------------------|--------|--------|
| 三重高等学校 (松阪市久保町 1232) | 11時35分 | 11時50分 |

↓

| 到着地 | 到着時刻 |
|--|--------|
| 三重県営サンアリーナ メインアリーナ (伊勢市朝熊町字鴨谷 4383-4) | 13時00分 |

② 復路

| 出発地 | 配車時刻 | 出発時刻 |
|--|--------|--------|
| 三重県営サンアリーナ メインアリーナ (伊勢市朝熊町字鴨谷 4383-4) | 20時00分 | 20時15分 |

↓

※途中、近鉄五十鈴川駅に立ち寄ること。(数名の生徒が降車するため)

↓

| 到着地 | 到着時刻 |
|-------------------------|--------|
| 三重高等学校 (松阪市久保町 1232) | 21時25分 |

4 条件

- (1) 燃料代、乗務員費用等、運行に伴う一切の費用を含む。
- (2) 一般貸切旅客自動車運送事業者が地方運輸局に届け出た運賃を基に積算すること。
- (3) ガイド、添乗員は必要としない。
- (4) 有料道路は使用しないこと。
- (5) バスの運行に際しては、法令を順守し、運行中に発生した事故に関しては、一般貸切旅客自動車運送事業標準運送約款又は標準旅行業約款により損害賠償を行うこと。
- (6) 楽器運搬のため、トランクルーム（幅 80 cm程度×奥行 200 cm程度×高さ 80 cm程度を 2 か所）を有する、もしくは同等以上の収容能力を持つこと。

5 落札候補者の義務

- ・落札候補者となった場合は、県税・消費税及び地方消費税に未納がないことを確認するため、県税事務所が発行する「納税確認書」及び税務署が発行する「納税証明書（その 3 未納税額がないこと用）」の提示または提出を求める。

6 特記事項

- (1) 受注者が契約の履行にあたって暴力団、暴力団関係者又は暴力団関係法人等（以下「暴力団等」という。）による不当介入を受けたときは、次の義務を負うものとする。
 - ア 断固として不当介入を拒否すること。
 - イ 警察に通報するとともに捜査上必要な協力をすること。
 - ウ 入札・契約事務担当所属に報告すること。
 - エ 契約の履行において、暴力団等による不当介入を受けたことにより工程、納期等に遅れが生じる等の被害が生じるおそれがある場合は、委託者と協議を行うこと。
- (2) 受託者が(1)イ又はウの義務を怠ったときは、三重県の締結する物件関係契約からの暴力団等排除要項第 7 条の規定により三重県物件関係落札資格停止要項に基づく落札停止要綱に基づく落札資格停止等の措置を講ずるものとする。